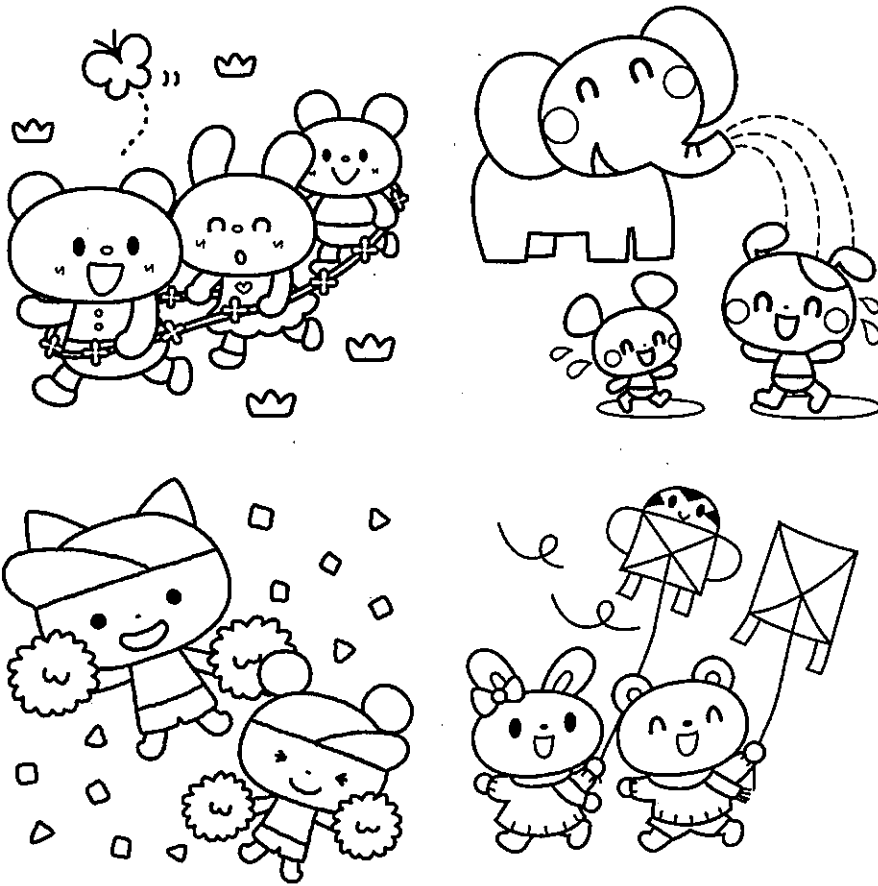


令和4年度 保育所入所案内



松島町町民福祉課こども支援班

電話：022-354-5798

1 保育所とは

保育所とは、保護者が仕事や病気その他の理由がある場合、保護者に代わって保育することを目的として設置された児童福祉施設です。このため集団に慣れさせるといった理由のみの入所はできません。

2 町内保育所の概要について

松島町内の保育所は全て公立です。

所在地等については、「11 保育所一覧」をご覧ください。

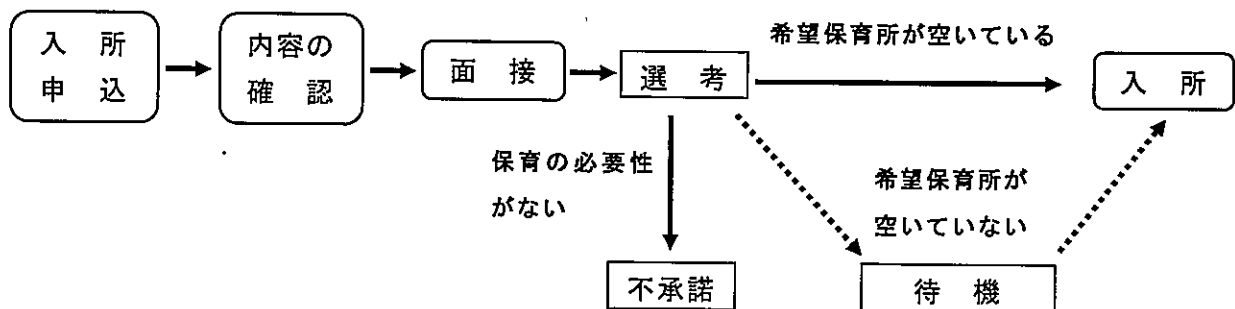
- (1) 保育所名 高城保育所 (入所定員 120 人)
高城保育所分園 (入所定員 29 人)
松島保育所 (入所定員 60 人)
磯崎保育所 (入所定員 60 人)

- (2) 開所曜日 月曜日から土曜日まで
ただし、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)は休所となります。

- (3) 開所時間 「6 保育時間」をご覧ください。

3 入所までの流れについて

【入所フロー】



- 保育所入所申込書を受領後、書類審査及び選考等により家庭状況等を総合的に判断し、保育の必要性の高い家庭から優先的に入所を決定します。

※ 入所の申込順だけで入所を決定するわけではありません。

- 選考の結果、希望保育所が空いていない場合は、御希望の保育所が空くまでお待ちいただくか、空いている他の保育所への入所となります。

4 入所するには

(1) 入所基準

児童の保護者や同居の親族その他の人が、次の入所条件のいずれかに該当するため、児童を保育することができないと認められた場合に限りです。

(2) 入所条件

入所理由	内容
① 家庭外保育	保護者が家庭外で仕事をしている (おおむね1日4時間以上、月15日以上)
② 家庭内労働	保護者が家庭で家事以外の仕事をしている (おおむね1日4時間以上、月15日以上)
③ 妊娠・出産	児童の保護者が出産前後である (産前8週、産後8週)
④ 疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身に障害がある
⑤ 介護等	親族の介護、看病にあたっている
⑥ 災害復旧	火災、風水害、地震等により復旧にあたっている
⑦ 求職活動	児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っている。 ただし、入所決定期間は90日となり、期間の更新は出来ません。
⑧ 就学	児童の親が就学(職業訓練学校を含む)のため
⑨ 育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用する児童がいて継続が必要な場合
⑩ その他	町長が特に必要と認める場合①～⑨までと同様の状態にある場合。

5 対象児童

- 満6ヶ月以上になる児童・・・高城保育所・松島保育所・磯崎保育所
- 令和4年4月1日時点で3歳以上の児童・・・高城保育所分園

6 保育時間

	基本保育時間	延長保育時間（基本時間外）	特別延長保育
平日	午前 8:00～午後 4:00	午前 7:30～午前 8:00	午前 7:00～午前 7:30
土曜日		午後 4:00～午後 6:00	午後 6:00～午後 7:00

※ 特別延長保育は高城保育所のみで対応しております。

※ 特別延長保育負担金（月額） 2,000 円（午後6時以降）

※ 保育短時間で延長を希望される場合（月額） 1,000 円

7 入所申込について

入所申込については、「保育所入所申込書」に必要事項を記入のうえ、その他必要書類を添えて町民福祉課こども支援班に提出して下さい。

なお、年度途中の申込みについても、随時受付を行っております。

(1) 保育所入所申込書

(2) 保育出来ない状況を証明する書類

父母及び 65 歳未満の同居の親族（世帯分離を含む）について提出してください。

※同居親族の就労証明書等は入所の優先順位判定に使うものです。

■ 証明する書類

保護者の状況	必要書類
ア.お勤めの方（内定を含む）	就労証明書
イ.自営業、農漁業の方	自営申告書
ウ.内職の方	自営申告書
エ.疾病、障がい者の方	診断書又は身体障害者手帳等の写し
オ.出産等の方	母子手帳の写し
カ.長期疾病者、病人の介護等の方	診断書又は療養計画書等
キ.求職中の方	入所 3 ヶ月以内に勤務先からの証明書
ク.学生の方	在学証明書及び授業のカリキュラム

(3) 保育料算定に必要な書類

○ 給与所得者 前年分源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し

○ 自営業者 確定申告書の写し

○ 転入者 前居住地での課税証明書又は非課税証明書

令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日までに入所	令和 3 年 1 月 1 日住所地より
令和 4 年 9 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までに入所	令和 4 年 1 月 1 日住所地より

■ 保育料算定については、児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母、及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の分が必要です。

8 入所決定方法

入所児童選考会議において、提出していただいた書類の審査及び面接等の結果、保育の必要性の高い児童から入所を決定します。申し込み状況により、待機となる場合があります。

途中入所児童は、面接終了後随時通知します。

9 保育料について

(1) 3～5歳児の保育料について

幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となります。(年度の初日に3歳になっているお子さんが対象です。年度の途中で3歳になったお子さんは翌年度から対象となります)

(2) 0～2歳児の保育料の決定について

保育料は、4月から8月分までが令和3年度の町民税所得割額、9月以降が令和4年度の町民税所得割課税額によって決まりますので、一律ではありません。

保育料は、児童福祉法により保護者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。

※祖父母が家計の主催者で父母の町民税が非課税の場合、祖父または祖母の町民税額が合算される場合があります。(世帯分離を含む)

※住宅借入金等特別控除及び配当控除等を受けている方は、控除前の所得で算出します。

例

期 間	町民税所得割対象年度
令和4年4月1日～令和4年8月31日まで	令和3年度(令和2年中)
令和4年9月1日～令和5年3月31日まで	令和4年度(令和3年中)

(3) 児童の年齢について

入所児童の年齢は入所した年度の初日の年齢で決定しますので、年度途中で誕生日を迎えても、その年度の保育料に変更はありません。

また、年度途中で誕生日を迎え、保育支給認定3号認定から2号認定へ切り替わった場合も、保育料に変更はありません。

表1 保育料徴収基準額

		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	市町村民税所得割額 48,600円未満	15,100	14,800
D1	市町村民税所得割額 69,000円未満	21,000	20,600
D2	市町村民税所得割額 83,000円未満	23,300	22,900
D3	市町村民税所得割額 97,000円未満	26,000	25,500
D4	市町村民税所得割額 114,000円未満	32,000	31,400
D5	市町村民税所得割額 141,000円未満	35,000	34,400
D6	市町村民税所得割額 169,000円未満	42,000	41,200
D7	市町村民税所得割額 221,000円未満	47,500	46,600
D8	市町村民税所得割額 301,000円未満	55,000	54,000
D9	市町村民税所得割額 301,000円以上	58,000	57,000

(4) 保育料の軽減について

① 多子世帯の利用者負担額軽減について

【1】 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、障害児通園施設等に入所している場合、2人目は半額、3人目からは0円になります。

【保育所利用の場合】 1人目：保育所 全額
2人目：保育所 半額
3人目：保育所 0円

【2】 お子様は2人以上いる世帯について、下記に該当する場合は保護者と生計が同一の子等（注）であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数え、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

【保育所利用の場合】 市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯
[C階層及びD1階層の一部]

② ひとり親世帯・障がい者世帯の利用者負担軽減について

ひとり親世帯・障がい者世帯で、下記に該当する場合は保護者と生計が同一の子等であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数え、第1子については下記の表の利用者負担額が適用され、第2子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

【保育所利用の場合】市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯

[C から D2 階層の一部]

ひとり親世帯・障がい者世帯における第1子児童の利用者負担額（月額）			
階層区分	階層認定の基準	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
C	市町村民税所得割額 48,600 円未満	7,050	6,900
D1	市町村民税所得割額 69,000 円未満	9,000	9,000
D2 の一部	市町村民税所得割額 77,101 円未満	9,000	9,000

注) 生計が同一の子について

- ・保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
- ・保護者と生計が同一の子や孫等（保護者が監護していた子どもが成長し、成年に達した場合も含む。）であれば年齢に関わらず対象となります。

※進学等で別居している児童がいる場合も、仕送り等の生計維持が確認できれば、同一世帯として扱います。

●生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしている場合は、同一生計であることが確認できないため、別途書類等の提出が必要になる場合があります。



(6) 保育料等の納入について

① 口座振替

口座振替を開始する前に、金融機関での手続きが必要です。手続きをされた翌月（ゆうちょ銀行では翌々月）から口座振替が開始となります。

※口座振替の再振替は行っていませんので残高の確認をお願いします。

※残高不足等により期日に引き落としされない場合には、後日、納入通知書を送付しますので、納付場所で納めてください。

② 納付書納付

納入通知書を送付しますので、下記納付場所で納めてください。

【納入通知書で納付できる場所】

○松島町役場会計課

○(株)七十七銀行本・支店

○石巻商工信用組合松島支店

○仙台農業協同組合松島支店

○各保育所

※ゆうちょ銀行は、納入通知書でのお支払いはできません

10 給食費について

(1) 3～5歳児については、月額で主食費1,000円、副食費4,500円をご負担いただきます。欠席等による日割り計算はいたしません。

市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯[AからD1階層の一部（ひとり親世帯は77,101円未満[AからD1階層及びD2階層の一部])]のお子さん及び全階層の第3子以降のお子さんは副食費が免除されます。

※第3子以降とは、就学前児童を上から数えて3番目以降のお子さんとなります。

※副食費には、おかずや牛乳、おやつ代が含まれます。

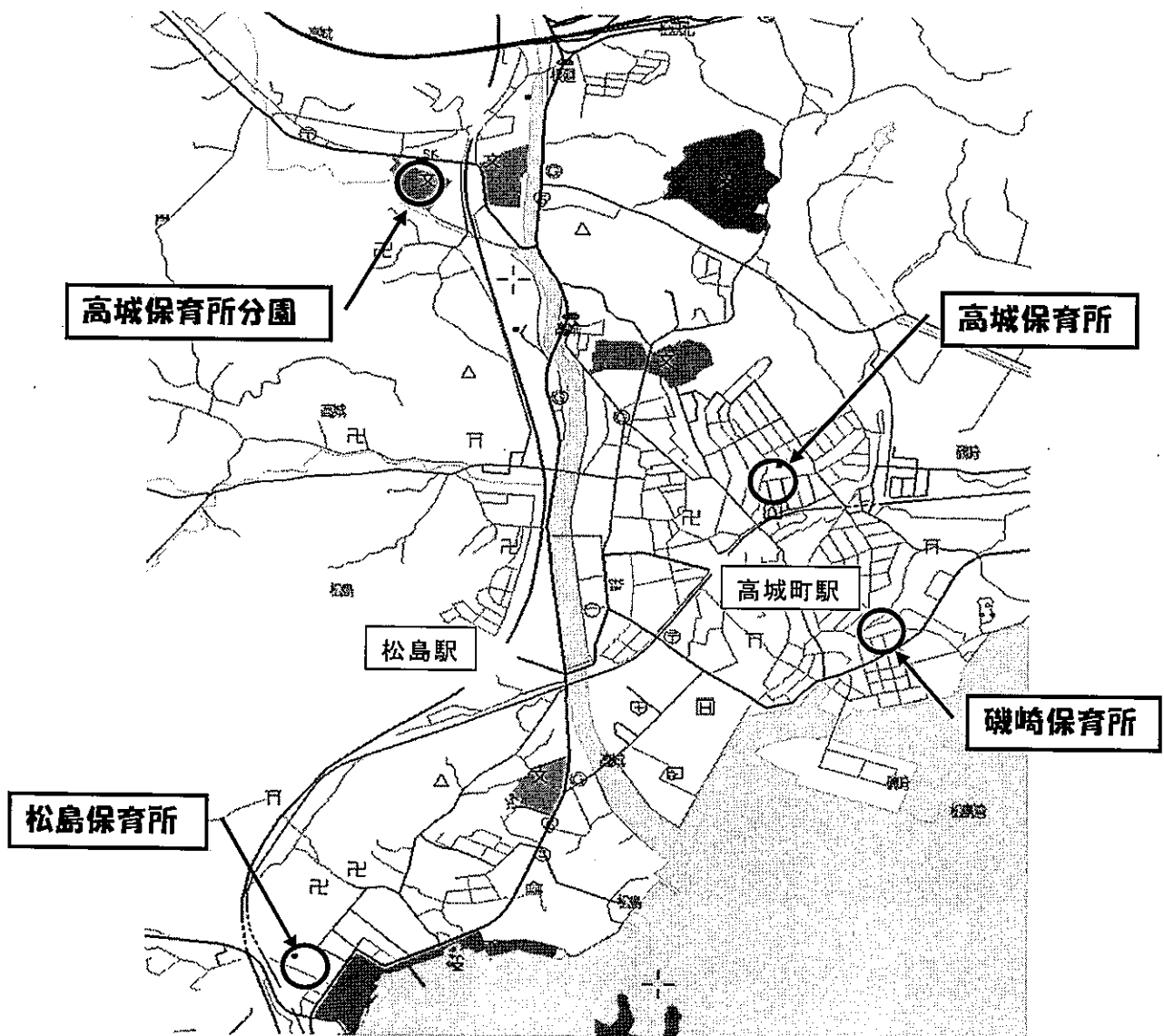
(2) 0～2歳児については、保育料に含まれています。



11 保育所一覧

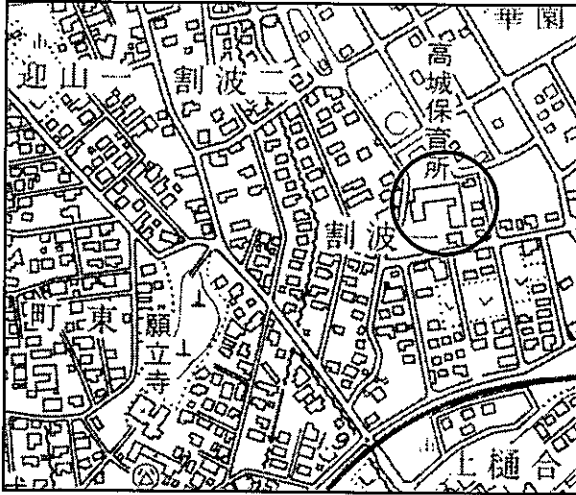
保育所名	運営 形体	所在地	電話番号	対象年齢	開所時間
高城保育所	公立	磯崎字白坂 25-4	354-2509	生後 6 ヶ月～	7:00 ～19:00
高城保育所分園	公立	高城字反町五、14	354-2582	満 3 歳～ (令和 4 年 4 月 1 日時点)	7:30 ～18:00
松島保育所	公立	松島字町内 51	354-4444	生後 6 ヶ月～	7:30 ～18:00
磯崎保育所	公立	磯崎字長田 80-4	353-3205	生後 6 ヶ月～	7:30 ～18:00

■ 保育所位置図



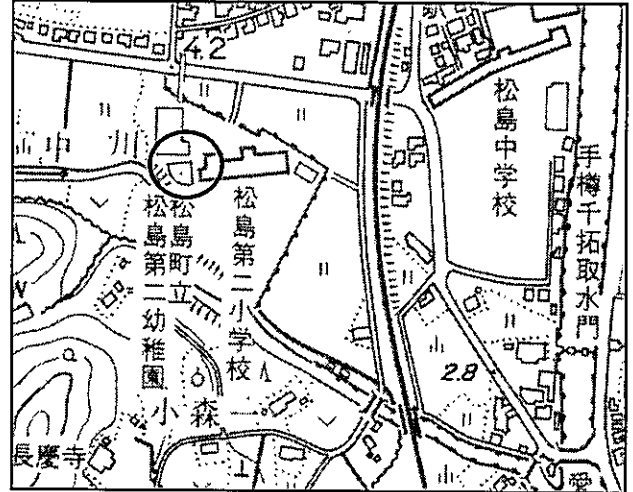
■ 高城保育所略図

高城町駅より徒歩10分
華園集会場の隣です。



■ 高城保育所分園略図

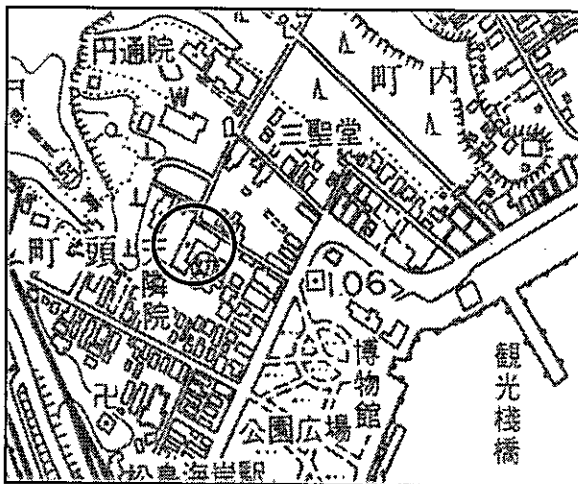
愛宕駅より徒歩10分
松島第二小学校内に位置します。



■ 松島保育所略図

松島海岸駅より徒歩10分
天麟院の前に位置します。

※一方通行のためお車で来所の際
はご注意ください。



■ 磯崎保育所略図

高城町駅より徒歩20分
県道奥松島松島公園線
に隣接しています。

